

令和3年度事業計画

令和3年度は、当財団が公益法人に移行して8年目であり、香川県から指定管理者の指定を受けている公洲森林公園及び香川用水記念公園両公園の第4期指定管理期間（令和3年度～令和7年度）の初年度に当たる。

前年度に引き続き、両公園の適切な管理運営に努めるとともに、緑の募金や森林の整備及び緑化の推進、さらに野生傷病鳥獣保護事業等に積極的に取り組む。

[1] 森林公園管理事業

森林には、木材等の林産物を供給する役割だけでなく、国土保全機能、自然環境の保全及び保健・レクリエーション機能などさまざまな公益的機能が備わっており、これらの公益的機能は県民の生活と深くかかわっている。また近年、地球温暖化等の環境問題防止の役割や環境教育活動の場の提供など、県民の森林に対する期待は多様化している。

当財団は、香川県公洲森林公園を森林の持つ公益的機能の普及啓発を図る場として位置付けるとともに県民と協働で森林公園の利活用を促進するために、香川県から指定管理者の指定を受けて次の事業を行う。

1 利用促進の実施

- ア 自治体の広報誌や各種事業体が発行するタウン誌、Webメディアなどを活用し森林公園を紹介する。
- イ 花壇や樹林などの園内施設を、ボランティアなど緑化推進を担う人材の育成・支援の拠点とし、県民協働で、サルビア、マリーゴールドなどの草花を播種・育成し、花壇などに植栽するとともに緑化推進用に来園者に配布する。
- ウ 園内案内看板・掲示板、放送施設、ホームページ等を活用して、花木等の開花状況や樹木の紅葉状況などの案内を行う。
- エ 公洲森林公園の案内図、ウォーキングコース図及び公洲森林公園を楽しむチラシ等の配布を行う。

2 環境に配慮した取組み

来園者が手軽に体験できるよう、ツル性植物（トケイソウ、アサガオなど）を利用した「緑のカーテン」をつくり、温度の違いの体験を通じて、家庭でも実践できるエコ対策の普及啓発に努める。

3 自主事業の実施

(1) 家庭緑化教室の開催

森林及び緑化に関する知識の向上を図り、草花の育て方や庭木の管理など家庭緑化の基礎知識について学べる家庭緑化教室を開催する。

- a 実施時期 毎月1回、第3日曜日(年間12回)

- b 参加対象 県内在住者（30名程度の決定受講者が年間を通じ受講）
- c 参加料 8,000円（苗木、寄せ植え材料費等）

（2）夏休みクラフト教室の開催

ア 夏休み親子木工教室

親子が共同して木工作品作りを行う木工教室を香川県木材需要拡大協議会と連携して開催する。ただし、コロナ禍、日常生活を営む上での基本的な生活様式等を考慮して、秋に野外で開催する。

- a 実施時期 10月
- b 参加対象 県内在住の親子（20組程度を募集）
- c 参加料 無料（キット資材は有料）

イ 草木染め教室

草木染めの染色材料となるクチナシ、ビワ、クサギなどを観察する教室を開催する。ただし、コロナ禍、日常生活を営む上での基本的な生活様式等を考慮して、春に野外で開催する。

- a 実施時期 4月
- b 参加対象 県内在住者（30名程度）
- c 参加料 無料（材料は有料）

（3）きのこ栽培体験教室の開催

シイタケやヒラタケ、ナメコなど身近な食用キノコを栽培するための原木となるクヌギ、コナラ、ヤマザクラなどの広葉樹を観察し、クヌギの苗木を植樹するイベントを開催する。

- a 実施時期 3月
- b 参加対象 県内在住者（30名程度）
- c 参加料 無料（材料は有料）

（4）炭焼き体験教室の開催

炭焼きの材料となる竹を伐採する野外行事を開催する。また、伐採した竹は、公測菊花同好会との協働により炭焼き窯で竹炭にするとともに、入園者に炭焼きの様子を随時見学・説明する。

- a 実施時期 11月
- b 参加対象 県内在住者（20名程度）
- c 参加料 無料
- d その他 炭、木酢液は主に公園で利活用する。

ただし、コロナ禍の自主事業の実施にあたっては、日常生活を営む上での基本的な生活様式等に留意するとともに、必要に応じて実施時期や内容を変更する等適切な措置を講じる。

4 展示会等の実施

公園の入園者は、春のサクラ、秋のキクの時期に集中する。これらの季節の大型イベントなどを地元団体と一体となって展開するなど、来園者向けの各種の事業を通じ、広く県民にみどりへの理解と関心を深める機会を提供するとともに、利用促進を図る。

(1) さくら

園内には、淡墨桜、ソメイヨシノ、八重桜など約5,000本(7種)の桜があり、特にメインロードの約500m続くソメイヨシノのトンネルは壮観である。これを楽しむために、3月～4月中の入園者は、家族連れや団体、福祉施設利用者などが増加し、盛況である。

例年4月初旬にさくらまつりが開催されているが、新型コロナウイルス感染症の拡大対策のために実施主体である地元コミュニティが令和3年度のさくらまつりの中止を決めた。まつりは中止になったが、最も来園者が多い時期であるので、警察や地元住民の協力を得ながら園内道路における車輛の通行規制を行うなどの安全対策を推進する。このほか、仮設便所の設置や園内の清掃、チューリップ花壇の開花時期をそろえるなど、美化と安全な利用に努める。

(2) 菊花展

当財団が開催している家庭緑化教室の受講者OBを中心に構成された公渕菊花同好会が、日頃の研鑽の成果を披露する場として、併せて菊づくりの啓発及び緑化推進などを目的として開催するもので、約2,000点の作品が園内メインロードを中心に展示され、中四国有数の規模の展示である。

当財団では、企画展示するコーナーを設けるほか、優秀作品への表彰をはじめ開催期間中の展示品への灌水や資材などの保管に協力するなど、関係団体・県民等と協働で、秋の公園の魅力を増進する事業として取り組むとともに、屋外展示や併催行事の充実等を図る。

(3) 展示会など

緑化に関する知識の普及啓発を図りつつ緑化・自然保護意識の高揚等を促すために、野外又は森林(もり)のギャラリーにおいて花、緑及び昆虫、野鳥などをテーマにした写真展を開催するとともに、二子山や森林を活かすための展示・イベント、記念植樹の実施や森の案内人の育成を図るなど、身近で親しみやすい森林公園となるよう努める。

5 管理運営業務の実施

93haの広さと24時間開放型の森林公園としての特徴を生かし、ジョギング、ウォーキング、軽登山など老若男女が気軽に安全で快適に楽しみ、かつ年間を通じて草花や樹木にふれあうことができる場として、林間歩道や池沿いの遊歩道の整備・管理のほか、各種見本園の植栽管理や施設運営を行う。

年間入園者数 約44万人(令和2年度:2月末現在 約42万人)

入園料 無料

[2] 野生傷病鳥獣保護事業

自然界での傷つきや、ビルの窓への激突、交通事故等により負傷し、県民に保護された野生傷病鳥獣の保護収容や野生への復帰に向けた訓練(リハビリ)等に取り組むとともに、市町、獣医師等と連携しながら、救護活動に取り組んでおり、引き続き専門職員を配置し、香川県から委託を受けて「香川県野生鳥獣保護センター」の管理運営を行う。

また、保護された鳥獣の飼料等の提供などについて、県民協働の観点から県民にも呼びかけるなど、鳥獣保護への理解と関心を高めるよう一層努める。

同センターは、平成23年11月に香川県が開設した県内唯一の野生傷病鳥獣の保護施設であり、傷病等のため保護された野生鳥獣に適切な治療等を施し、再び自然界に復帰させることにより、香川県に生息する野生鳥獣の保護を図るとともに鳥獣保護思想の普及啓発の拠点施設である。

[3] 緑化推進事業

みどり豊かな県土づくりを推進するため、県民の緑化意識を高め、県民総参加による森林資源の活用及び緑化の推進を図る。

1. 緑化思想普及啓発事業

(1) 緑化コンクールの実施

緑化の重要性について、児童・生徒の理解を深めるとともに、県民の緑化思想の高揚を図るため、県内の小学校、中学校、高等学校等を対象に、緑化ポスター原画・書道コンクールを実施し、入賞作品を展示するとともに、表彰式を行う。

(2) 緑の少年団育成強化事業

県下の緑の少年団の学習や体験、奉仕活動の充実、育成者等の指導整備の体制、地元住民等地域の協力・支援体制の整備につなげるため、緑の少年団の交流集会等を実施するほか、「森とみどりの祭典」への参加を呼びかける。

また、県内の緑の少年団の育成や活動を強化するため、新規少年団の立ち上げや活動を継続するための活動経費を支援する。

(3) どんぐり銀行活動の実施

自然とふれあう機会のすくなくなってきた子どもたちに、どんぐりを拾うことを通して「森に近づき、親しみ、森と友達になる」ことを目的として、どんぐり銀行の受付や苗木の払戻し活動を実施する。

2. 森づくり活動支援事業

(1) 森林づくり体験イベントの開催

水や森林の大切さへの理解を深めるため、香川用水の水源地となっている高知県早明浦ダム上流地域の大川村において、森づくり・自然体験活動の交流イベントを実施する。

(2) 森林及び緑化に関する調査・研究等

県民総参加による森林資源の活用及び緑化の推進を図るため、NPO法人や林業関係団体等に報誌やポスター・パンフレット等の情報提供を行うとともに、各種の緑化イベントに参加し、広報活動を実施する。

また、公益社団法人国土緑化推進機構の「水と緑の森林ファンド事業」により、森林ボランティア活動をサポートするとともに、小学校・特別支援学校を対象にした「学校環境緑化モデル事業」の推薦を行う。

[4] 香川用水記念公園管理事業

香川県が「香川用水の歴史と恩恵を永く後世に伝えるとともに県民の憩いの場を提供する」目的で整備した香川用水記念公園について、施設を活用した水資源の啓発とともに、適切かつ効率的な管理運営を行うため、香川県から指定管理者の指定を受けて次の事業を行う。

なお、事業の実施にあたっては、利用者及びスタッフの新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用、手指消毒、3密回避等の各種対策に努める。

1 利用促進の実施

(1) 広報の実施

県内の幼稚園・保育所、小・中学校、公民館、社会福祉施設に対して見学コースに採用されやすいよう、水に関する学習や体験ができる公園であることを周知するとともに、ホームページや各種メディアを通じて施設利用やイベント等に関する最新情報の発信に努め、利用促進を図る。

また、香川用水記念館に併設された香川用水資料館や県立ミュージアムをはじめとする香川県資料館協議会、三豊市観光交流局・観音寺観光協会とも連携して、利用促進を図る。

(2) 説明・案内業務

学校単位の小中学生や各種団体の来園に対しては、水の大切さと県民生活に欠かせない香川用水の重要性について理解を深めてもらうため、水の資料館内の各展示資料等の説明や案内を行う。

JICAや国、県等関係機関の団体に対しては、香川用水の歴史や吉野川総合開発計画等専門的内容の説明に加え、水資源機構香川用水管理所と調整して香川用水東西分水工の案内も行う。

2 「水辺の納涼祭」の実施

公園や水の資料館等を活用して、子どもたちが水に触れ、水と親しむとともに、香川用水の水源地域である高知県嶺北地域や徳島県三好市池田町との交流を図るため、地元三豊市財田町まちづくり推進隊や商工会・自治会等で構成する実行委員会との共催により、「水辺の納涼祭」を「水の週間」（8月1～7日）の日曜日（令和3年度は8月1日）に、実施する。

また、国、県、水資源機構、香川用土地改良区等の香川用水関係機関の協力も得ながら、

その内容を充実させる。

なお、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される状況の場合は、地元実行委員会、三豊市、県等の関係機関と事前協議の上、実施等について判断する。

3 自主事業の実施

(1) 親子体験教室「わたしたちのくらしと水を学ぼう」の実施

水が最も多く使われる夏場を中心に、県内から公募した小学校高学年の児童とその保護者を対象に、ワークシートを活用して香川県の水事情や香川用水等について学ぶとともに実物展示資料や香川用水施設の見学を通して水の大切さを体験し、水への関心を深めてもらうことを目的とする体験教室を実施する。

(2) 校外学習「わたしたちのくらしと水」の実施

希望する各小学校の4年生を対象に、水の大切さや香川用水への理解を深めてもらうことを目的として、ワークシートや実物展示を活用した水に関する環境学習会を実施する。

(3) パネル展等の実施

国、水資源機構、県、広域水道企業団等から香川用水関連のパネル提供を受けて、水の大切さや香川用水への理解を深めてもらうためのパネル展を実施するほか、子どもたちが地域の水にまつわる歴史的背景に身近に触れることができるよう民話パネルを展示する。

(4) クイズラリー「君も挑戦！香川用水博士」の実施

子どもたちに水について興味を持ってもらえるよう、資料館や公園施設を使ったクイズラリー「君も挑戦！香川用水博士」を実施する。

(5) 季節の花の植付け実施

香川用水を知る機会が少ない小学生（低・中学年）の親子を対象として、生物には水が必要であることの理解を深めてもらえるよう、季節の花の植付けを実施する。

4 管理運営事業の実施

来園者に安全で快適な空間を提供できるよう、香川用水記念公園（面積6ha）内では、樹木、花木、芝生等植栽の景観保全や除草をはじめ、親水施設（せせらぎの川、じゃぶじゃぶ池）や遊具等屋外施設の小さな点検・補修を行い、また、水の資料館では、常設展示資料（香川県の水事情、ため池の発達、先人の苦労を含めた香川用水建設に至る経緯等を表す現物やジオラマ、映像等）及び水源地域である吉野川流域の豊かな自然や洪水被害状況等の展示資料の適切な保全に努めるほか、香川県との情報共有により計画的な設備更新を実施するなど適切な管理を行う。

年間入園者数 約6万人（令和2年度2月末現在 約5.5万人）

[5] 緑の募金事業

森林及び樹木の果たす役割の重要性について、県民に理解と関心を深めていただき、緑を守り育てる具体的な緑化運動に結びつけるため、「緑の募金強調期間」を設定し、コロナ禍の状況下においても積極的な募金運動を展開する。

1. 緑の募金活動の実施

(1) 「緑の募金強調期間」及び「募金目標額」の設定

春期：令和3年2月15日～5月31日

秋期：令和3年9月1日～10月31日

募金目標額：11,000千円

(2) 普及啓発活動の実施

緑の募金強調期間（春期・秋期）において、学校、企業等への募金協力依頼文書の発送や業種のとりまとめ団体、公的機関等への訪問活動を行い、募金活動を積極的に行う。

また、キャッシュレスによる募金方法については、公益社団法人国土緑化推進機構の検討状況を注視しつつ導入を図る。

2. 「緑の募金」による助成事業の実施

「緑の募金」による寄附金を用いて、水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造に寄与するため、次の助成事業を実施する。

(1) 学校環境緑化事業交付金

学校敷地内の環境緑化を行う学校に対して、前年度の学校募金額の6割を上限として交付金を交付する。

(2) 緑の募金事業助成金

緑化の推進や森林の整備に係る事業を行う者に対して、予算の範囲内で事業に要する経費を助成する。

3. 公益社団法人国土緑化推進機構への交付金の交付

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号)第18条に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構に対し、緑の募金額(令和3年1月1日～令和3年12月31日)の2%+25万円を交付金として交付する。